

意見等募集の結果について

案 件	子ども・子育て支援新制度の施行に伴う各種基準（案）
結果の公表場所	<ul style="list-style-type: none"> ■ ホームページ ■ こども育成部 保育幼稚園課、学童保育課（市役所南館 3 階） ■ 情報ルーム（市役所南館 1 階）
意見募集期間	平成26年 7 月 1 日から 7 月 25 日まで
意見提出件数	988人 12,446件
意見募集時 公表資料	<ul style="list-style-type: none"> ① 茨木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（案） ② 茨木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（案） ③ 茨木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（案）
結果公表日	平成26年 8 月 27 日
担当課	<ul style="list-style-type: none"> ①②：こども育成部 保育幼稚園課 電 話：072-620-1638 F A X：072-622-8722 Eメール：hoikuyouchien@city.ibaraki.lg.jp ③：こども育成部 学童保育課 電 話：072-620-1801 F A X：072-622-8722 Eメール：gakudohoiku@city.ibaraki.lg.jp

提出された意見等及び市の考え方

①茨木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（案）

通番	項目	意見の概要	市の考え方
1	3 内容及び手続きの説明及び同意	認定を受けたり、自分で契約をするなど働く親にとっては負担が大きいです。申請は今まで通りにしてください。	認定申請については、入所申込と併せて行うことが可能であり、利用者の負担が大きくなるように考えられているほか、入所に際しての契約については、現行と大きな違いはないと考えております。 申請書類については、申請者の世帯や就労状況等を把握するために必要と考えております。
2	3 内容及び手続きの説明及び同意	申請書類を簡素化してください。年度途中の申請書類などは申込時とは別にもう少し簡単なものにしてください。	
3	3 内容及び手続きの説明及び同意	入所手続きの簡素化など、子育てしながら働く保護者の負担を軽減してください。	
4	3 内容及び手続きの説明及び同意	「保育所等での保育を利用希望の場合」、契約相手が、保育所は茨木市、認定こども園は施設と今までとまったく変わります。また、保育所と認定こども園は、その内容が異なるものであり、なぜ「利用の流れ」の中で同一と思わせるような内容になっているのでしょうか。	子ども・子育て支援新制度の周知用チラシにおける「利用の流れ」については、認定区分ごとの利用の流れについて記載したものであり、今後、随時、子ども・子育て支援新制度の詳細な情報を周知する予定です。 なお、施設の種類によって、契約相手が変わりますが、2号・3号認定の利用に際しては、市が調整を行うなど、適切な対応に努めてまいります。
5	4, 38 正当な理由のない提供拒否の禁止	施設側の応諾義務について、施設側の安易な契約拒否が生まれないような規定を盛り込んでください。	この規定については、国が示す「従うべき基準」であり、条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準でございますので、変更する考えはございません。 なお、保育所の入所にあたりましては、当分の間、市町村が利用調整を行うこととされており、今後も適切な対応に努めてまいりますので、その実効性は担保されるものと考えております。
6	4, 38 正当な理由のない提供拒否の禁止	高齢者施設ではこのような規定が全く機能しておらず、施設が利用者を選ぶ事態が日常的に起こっています。この規定では、同じような状況が起こる事が懸念され、罰則規定も含め実効性が担保できるような内容にしてください。	
7	4, 38 正当な理由のない提供拒否の禁止	条例で新制度における障害児の保育入所を確実に保障する規定を盛り込んでください。	障害児の保育所への入所につきましては、これまでから公私連携して取り組んでおり、保育の必要性を判断する上で、公正な選考に努めてまいります。 また、アレルギー対応については、既に、その適切な対応に取り組んでいるとともに、要配慮児童の対応についても、これまでから公私連携して取り組んでおります。 なお、改めて規定を設ける考えはございません。
8	4, 38 正当な理由のない提供拒否の禁止	障害児の保育入所を確実に保障する規定を盛り込んでください。また、アレルギー児や発達への配慮の必要な乳幼児などについても、調整・契約時に不利とならないよう規定を入れてください。	

通番	項目	意見の概要	市の考え方
9	5 定員を上回る利用の申込があった場合の選考	①中「当該設置者の教育・保育に関する理念、基本方針に基づく選考」は、結局排除の口実をつくるものであるこの文言を削除してください。	この規定については、国が示す「従うべき基準」であり、条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準でございますので、削除する考えはございません。 なお、特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ明示した上で、選考を行うこととしております。
10	5 定員を上回る利用の申込があった場合の選考	④中「紹介する」の文言を削除してください。市の責任で適切な措置を速やかに講じてください。	市の責務については、これまでから児童福祉法第24条に規定されているほか、子ども・子育て支援法第3条にも規定されており、今後とも適切な対応に努めてまいります。 なお、文言を削除する考えはございません。
11	5 定員を上回る利用の申込があった場合の選考	③中「特定教育・保育施設は選考方法をあらかじめ明示した上で」とありますが、保育所については児童福祉法第24条第1項に基づき市町村が選考を行う事を付け加えてください。	改正児童福祉法第24条第3項及び第73条において、当分の間、教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用について調整を行うこととされておりますので、文言を付け加える考えはございません。
12	5,39 定員を上回る利用の申込があった場合の選考	定員を上回る利用申込があった場合、利用者に対する選考が平等に行われるように、選考に関しての具体的な選考基準を茨木市が定め公表してください。	1号認定子どもについては、抽選、申込を受けた順序や設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考など、選考方法をあらかじめ明示した上で、選考を行うこととしております。 また、2号・3号認定子どもについては、これまでから保育所入所承諾指数表に基づき、公正な選考に努めておりますので、今後とも、適切に対応してまいります。
13	5,39 定員を上回る利用の申込があった場合の選考	障害児保育の入所を保障する規定を盛り込んでください。	障害児の保育所への入所につきましては、これまでから公私連携して取り組んでおり、保育の必要性を判断する上で、公正な選考に努めてまいります。 なお、改めて、規定を設ける考えはございません。
14	5,39 定員を上回る利用の申込があった場合の選考	保護者の疾病や虐待等の入所を保障する規定を盛り込んでください。	保護者の疾病や虐待等につきましては、これまでから保育所入所承諾指数表に基づき、公正な選考に努めておりますので、今後とも、適切に対応いたします。 なお、改めて、規定を設ける考えはございません。

通番	項目	意見の概要	市の考え方
15	5,39 定員を上回る利用の申込があった場合の選考	理念・基本方針で入園を決めることになれば、施設の論理で入園を決めることにつながります。入園の基準はあくまでも入園の緊急性及び必要性が決定の基本になるべきではないでしょうか。罰則規定も含めて実効性が担保されるようにしてください。	1号認定子どもについては、就労等が要件ではなく、抽選、申込を受けた順序や設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考など、選考方法をあらかじめ明示した上で、選考を行うこととしております。 また、2号・3号認定子どもについては、これまでから保育所入所承諾指数表に基づき、入園の緊急性や必要性を基本とした公正な選考に努めており、今後も適切な対応に努めてまいりますことから、その実効性は担保されるものと考えております。 なお、罰則規定を設ける考えはございません。
16	6 あっせん、調整及び要請に対する協力	①「あっせん、調整は、市町村が保護者の希望を踏まえて行う」を追加してください。	子ども・子育て支援法第42条第1項の規定に基づき、市が行うあっせん及び要請については、保護者の希望、養育の状況、必要な支援の内容やその他の事情を勘案することとされていますので、追加する考えはございません。
17	6 あっせん、調整及び要請に対する協力	②中「できる限り」施設に協力を求めています、市の責任も明確にしてください。	市の責務については、これまでから児童福祉法第24条に規定されているほか、子ども・子育て支援法第3条にも規定されており、今後とも適切な対応に努めてまいります。
18	46 特定教育・保育施設等との連携	連携施設は、市が責任を持って確保してください。もし入所できなかった場合、他施設への入所を市が責任を持って行ってください。	連携施設につきましては、原則、特定地域型保育事業者において確保しなければならないものですが、本市におきましては、利用者の多様なニーズにできる限り対応するため、市内の全ての保育園との協定を締結したところでございます。 なお、保育の継続性の観点から、小規模保育施設等を卒園する場合には、これまでから保育所入所承諾指数表（加点項目）に基づき、適切な対応に努めているところです。
19	6,40 あっせん、調整及び要請に対する協力	市及び他市町村にどこまで協力の義務が課せられるのですか。要請か、義務かよく分かりません。なおぎりの調整で無理と回答できるでしょうか。協力の内容と範囲についても明記してください。	特定教育・保育施設の入所状況等もございましたので、子どもたちの保育環境等に配慮しながら適切な対応に努めてまいります。 なお、協力の内容と範囲については、子ども・子育て支援法第42条第1項に規定されていることから、明記する考えはございません。

通番	項目	意見の概要	市の考え方
20	12 利用者負担額等の受領	①③④項目は、公定価格に含めてください。支払い困難者への対応で混乱し、福祉の理念が崩壊しかねません。また、⑤の①③④及び⑥を削除してください。	公定価格は、教育・保育に通常要する費用の額を勘案して、国が定めていること、また、この規定が国が示す「従うべき基準」であることから、変更・削除する考えはございません。
21	12 利用者負担費等の受領	保育認定時間の超過料金（夜9時までの延長保育等）の徴収方法を具体的にしてください。	延長保育等の徴収方法につきましては、各施設において定めることとされていることから、条例に規定する考えはございません。
22	12, 47 利用者負担額等の受領	給食・行事にかかる費用は公定価格に含ませ、保護者に負担がかからないようにしてください。	公定価格は、教育・保育に通常要する費用の額を勘案して、国が定めていること、また、この規定が国が示す「従うべき基準」であることから、変更・削除する考えはございません。
23	12, 47 利用者負担額等の受領	④中「特定教育・保育施設等に係る行事への参加に要する費用」の費用のかかる行事とは何を指すのでしょうか。運動会、遠足、生活発表会など全員参加が前提になる行事に関しては別途保護者負担を求めないようにしてください。	行事への参加に要する費用でございますが、例えば、遠足の実施に伴うバス代や運動会の演技の実施に必要な物品など、現状、ご負担いただいている費用などです。なお、この規定については、国が示す「従うべき基準」であることから変更する考えはございません。
24	12, 47 利用者負担額等の受領	保護者負担については現行の保育料と変わらないとされているが、制度を見ると負担増が懸念されます。9時間の勤務時間＋通勤時間の人が短時間認定を受けたら1時間の自己負担が生じるのでしょうか。④のように様々な追加徴収ができる規定は削除し、公定価格内で対応する旨、明記してください。	保育短時間認定となられた方は、保育利用時間が8時間を超えると延長保育料が生じることとなります。なお、公定価格は、教育・保育に通常要する費用の額を勘案して国が定めていること、また、この規定が国が示す「従うべき基準」であることから、削除等する考えはございません。
25	12, 47 利用者負担額等の受領	②文章が抜けていませんか。	条例（案）の本文には、特定教育・保育をはじめ、特別利用保育や特別利用教育を提供する場合の基準額か、それぞれに要した費用を超えるときには、それぞれに要した費用の額のどちらかの支払いを受けることができる旨を記載しております。パブリックコメント時には、特定教育・保育施設が法定代理受領を受けない場合に、支給認定保護者から支払いを受ける旨をご理解いただきたく、詳細を省略いたしました。

通番	項目	意見の概要	市の考え方
26	12, 47 利用者負担額等の受領	④二つ目の「特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用」の費用のかかる行事は何をイメージされていますか。運動会、遠足、生活発表会など全員参加が前提になるものについては、別途保護者負担は求めないというしくみ（公的負担で）にしてください。	行事への参加に要する費用でございますが、例えば、遠足の実施に伴うバス代や運動会の演技の実施に必要な物品など、現状、ご負担いただいている費用などです。 なお、この規定については、国が示す「従うべき基準」であることから変更する考えはございません。
27	12, 47 利用者負担額等の受領	すべての子どもに平等な保育と公平な待遇を求めるためにも、給食や行事にかかる費用は保護者に負担がかからない様にしてください。	
28	12, 47 利用者負担額等の受領	保育料など保護者負担を軽減してください。保育料の値上げ、実費徴収、上乗せ徴収しないでください。	
29	13 施設型給付費等の額に係る通知等	施設型給付費の通知は、年度の2カ月目から金額に変動がなければ通知の必要がなく、変動した月のみ通知することにしてください。	特定教育・保育に係る施設型給付費については、支給認定保護者が受けるのが原則であり、特定教育・保育施設が、法定代理受領により同給付費を受けた場合は、支給認定保護者への通知が必要であると考えています。 なお、具体的な取り扱いについては、現在、国において検討されているところです。
30	15 特定教育・保育に関する評価等	施設の運営は透明性を担保するため、外部機関の評価義務を明記してください。また、定期的という抽象的な表現ではなく、年に1回以上と具体的に記述し、公開するようにしてください。	特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならないと規定していますので、外部の者による評価を義務付けする考えはございません。
31	19 運営規程	職員の資格を追加してください。	特定教育・保育施設は、全ての職員の職種、員数及び職務の内容について、運営規程に明記することになりますので、資格等についても確認できると考えています。 なお、職員の資格については、他の法令において、定めがありますので、本条例に定める必要はないものと考えています。
32	19, 54 運営規程	職員の職種、員数及び職務の内容だけでなく、基礎資格（保育士、看護師、栄養士、調理師当等）も明記すべきです。その事により専門性が担保できます。	

通番	項目	意見の概要	市の考え方
33	20 等 勤務体制の確保	③中「職員の資質の向上のために」で、資質とは、生まれつきの性質や能力、または、天性をいう（辞書・広辞林）適切な表現に訂正してください。	「職員の資質の向上のために」とは、生まれつきの性質や能力をさらに向上させる意味であり、文脈を考えますと、一般的に意味の通ずる言葉であり、適切な表現であると考えております。
34	20 等 勤務体制の確保	②に国の案通り「ただし、支給認定こどもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない」を付け加えてください。また、直接影響を及ぼさない業務が何なのかもはっきり明記してください。	パブリックコメント時は、当該特定教育・保育施設の職員によって、特定教育・保育を提供しなければならない旨をご理解いただきたく、詳細を省略しておりますが、条例（案）の本文には、「ただし、支給認定こどもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない」と規定しています。 なお、直接影響を及ぼさない業務については、例えば、送迎時の安全対策や清掃業務等が考えられますが、当該特定教育・保育施設の業務内容等を考慮する必要がありますことから、明記する考えはございません。
35	20, 55 等 勤務体制の確保	保育士のように専門知識を2年以上学び、実習経験のある、または試験で専門性を確認し、保育者として適正である人を（地域型保育をするなら）配置してください。短期の期間での研修で保育士と同様の勤務は不可能です。	特定地域型保育事業については、それぞれの施設類型によって、職員の配置が異なりますが、必ず、資格を有した者を配置するよう義務付けしています。 また、「子育て支援員（仮称）」制度については、研修体制も含め、現在国において検討がなされているところでありますので、その結果を踏まえ適切に対応してまいります。
36	20, 55 等 勤務体制の確保	子育て支援員の案が出ていますが、必ず有資格者にしてください。	
37	20, 55 等 勤務体制の確保	職員の研修を強化し、非正規の正規化など、責任を持って保育を実施する人材を育ててください	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならないと規定しているほか、現状においても、公私連携した研修の実施に取り組んでいます。

通番	項目	意見の概要	市の考え方
38	20, 55 勤務体制の確保等	無認可保育所での事故が続く中、研修があっても、無資格の保育ママが保育を行うのは危険だと思います。	<p>特定地域型保育事業については、それぞれの施設類型によって、職員の配置が異なりますが、必ず、資格を有した者を配置するよう義務付けしています。</p> <p>なお、家庭的保育事業については、家庭的保育者2人を下回ることができないとともに、そのうち、1人は、保育士資格を有する者としています。</p>
39	20, 55 勤務体制の確保等	保育士不足の改善は、保育士の待遇改善などで行ってください。無資格者の格下げでは意味がありません	<p>保育士の処遇改善については、国において、消費税増収額が満年度化する平成29年度から、財源の確保と併せて、一定の方向性が示されており、公定価格に反映される予定です。</p> <p>また、現在においても、保育士等処遇改善臨時特例事業を活用し、保育士の確保に取り組んでおります。</p>
40	29 苦情解決	「本市が実施する事業に協力するよう努めなければならない」の意味・内容が分からないので具体的に記述してください。	その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情については、様々な内容が想定され、具体的に規定することは困難であります。これまでから、国が示す社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針や、本市における福祉サービスに関する苦情解決事業実施要綱に基づき、適切に対応いたします。
41	31 事故発生の防止及び発生時の対応	②中「支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに本市、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに」で、事故報告の事故程度は、治癒までの期間を設定するのですか。些細な事故も全て報告するのですか。その目安を示してください。	<p>現在、事故報告につきましては、国からの通知に基づき、死亡事故や治癒に要する期間が30日以上を負傷、また、疾病を伴う重篤な事故等が発生した場合には、事故報告様式により報告することになっております。</p> <p>なお、新制度における事故報告のあり方等については、現在、国において検討されているところですので、その結果も踏まえ適切に対応してまいります。</p>
42	31 事故発生の防止及び発生時の対応	事故防止、再発防止のための研修のみならず実地指導、実技指導等様々な取り組みが必要と思います。	<p>これまでから、事故防止に関するマニュアルの整備や、危険な場面に遭遇したり、ヒヤリとする体験をした場合には、ヒヤリハットとして記録するなど、適切な対応に努めているところです。</p> <p>なお、現在、国において保育事故再発防止のための具体的な取組みについて検討されているところですので、その結果も踏まえ適切に対応してまいります。</p>

通番	項目	意見の概要	市の考え方
43	31 事故発生の防止及び発生時の対応	市の対応について明記してください。	<p>本条例は施設の運営に関する基準を定めるものであるため、市の対応を規定するものではございませんが、現在、国において保育事故再発防止のための具体的な取組みについて、検討されているところですので、その結果も踏まえ適切に対応してまいります。</p>
44	31, 66 事故発生の防止及び発生時の対応	何かあったときに責任の所在、損害賠償はどうなるのでしょうか。事業者が対応できなかったときに認可した市は対応してくれるのでしょうか。	<p>賠償すべき事故が発生した場合には、特定教育・保育提供及び特定地域型保育事業者が、損害賠償を速やかに行わなければならないと規定しております。</p> <p>万が一、事業者の対応が不適切である場合につきましては、市からの指導・助言を行うなど、適切に対応いたします。</p> <p>なお、現状においてもケガ等に対応した保険に加入していただいておりますので、各施設において適切に対応できるものと考えております。</p>
45	32 会計の区分	②中に保育所会計は、保育所運営に関する費用以外に支出してはならない旨を挿入してください。	<p>現状では、国からの通知に基づき、一定の要件を満たした上で、保育所運営費の弾力的な運用が認められています。</p> <p>新制度における施設型給付費及び地域型保育給付費の運用については、まだ、具体的に示されていませんが、これまでと同様に、適切に運用・管理いたします。</p> <p>なお、施設型給付費及び地域型給付費の運用について、本条例に規定する考えはありません。</p>
46	36 利用定員	特定地域型保育において、利用定員の増加を決して認めないようにしてください。	特定地域型保育事業における利用定員については、各事業区分に定めている定員を上限としております。

通番	項目	意見の概要	市の考え方
47	46 特定教育・保育施設等との連携	<p>小規模保育卒園後の連携施設は茨木市内で確保してください。連携施設で入所できない場合、当該利用乳幼児の他施設への入所調整を市が責任を持って行う旨の規定を入れてください。</p> <p>また、「連携施設」について、「茨木市においては個々に連携施設を設定するのではなく、複数の連携施設の中から、より保護者ニーズに応じた保育所を選択できる仕組みとしている」とありますが、本当に選択できる程の選択肢があるのか、ニーズを大切にしたいは大切にしながら最終的には各施設に任せるのではなく（幹は）公的責任を明確にして条例にもりこんでください。</p>	<p>連携施設につきましては、原則、特定地域型保育事業者において確保しなければならないものですが、本市におきましては、利用者の多様なニーズにできる限り対応するため、市内の全ての保育園との協定を締結したところでございます。</p> <p>また、保育の継続性の観点から、小規模保育施設等を卒園する場合には、これまでから保育所入所承諾指数表（加点項目）に基づき、適切な対応に努めているところでございます。</p> <p>なお、上記のとおり適切な対応に努めておりますので、改めて入所調整を規定する考えはありません。</p>
48	46 特定教育・保育施設等との連携	<p>連携施設との関係で、保育所では小規模保育所から3歳からの入所を希望していても、定員一杯で入園できない状況があります。認定子ども園では3歳からの入園が可能という意味で記載されているのでしょうか。はたして就学前まで一貫した教育及び保育ができるのでしょうか。懐疑的です。できないなら削除すべきです。</p>	<p>本市では、これまでから小規模保育施設等を卒園する場合には、保育所入所承諾指数表（加点項目）に基づき、保育の継続性への適切な対応に努めているところでございます。</p> <p>また、認定こども園につきましても、同様に、対応してまいります。</p> <p>なお、継続的に提供される教育及び保育との円滑な接続に資するよう、各施設・事業との密接な連携に努めなければならない旨を規定しています。</p>
49	50 特定地域型保育に関する評価等	<p>特定地域型保育事業では、外部の評価だけになっているが、特定教育・保育施設と同様に保護者・保育関係者の評価も必要なのではないでしょうか。（家庭的保育事業も）</p>	<p>特定地域型保育事業では、原則、0歳から2歳までの児童を対象としており、また、定員規模（事業所内保育事業を除く）も、19人以下と小規模であることなどから、保護者や保育関係者が限定されますので、外部評価が望ましいと考えます。</p> <p>なお、特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならないとの規定もでございます。</p>
50	50 特定地域型保育に関する評価等	<p>小規模保育所・家庭的保育所・事業所保育所・家庭的保育事業者は、第三者評価を受けるよう義務づける規定を入れてください。</p>	<p>特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならないと規定していますので、外部の者による評価を義務付けする考えはございません。</p>

通番	項目	意見の概要	市の考え方
51	66 事故発生の防止及び発生時の対応	家庭的保育事業で事故が発生した場合、保育ママが責任をとるには負担が大きすぎます。	<p>特定教育・保育施設であっても、特定地域型保育事業であっても、その責務は同様であると考えます。</p> <p>したがって、事業者の皆さまには、保険に加入していただくことはもちろんのこと、事故発生の防止や事故が発生した場合の対応マニュアルなどを整備していただきたいと考えています。</p>
52	66 事故発生の防止及び発生時の対応	家庭的保育事業の基準に『事故発生の防止・発生時の対応』の項目を作るべきです。	事故発生の防止・発生時の対応については、特定教育・保育施設の項目を準用することとなっております。